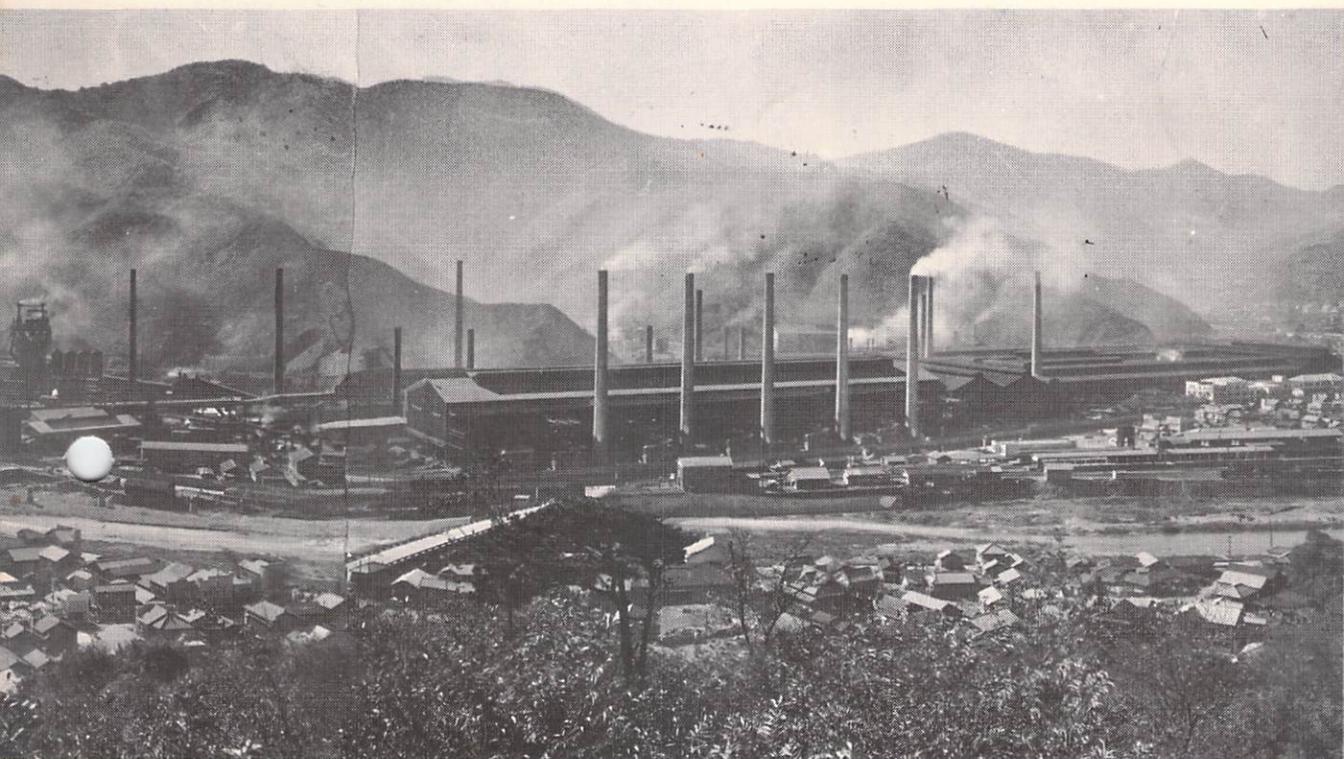


# きれいな空気と緑の自然を

—岩手の公害白書・第1集—



岩手県高等学校教職員組合  
公害調査委員会

## は し が き

私達が「きれいな空気と青さいっぱいの自然」を求め、公害教育の運動をおこなしたのは、わたくしたちの郷土「岩手」にも、開発という名のもとにあるいは、企業誘致による環境破壊の波が、ひしひしと迫ってきているからであります。

岩手の自然は、空も海も、川も平野も、まちやむらを含めて、私達の子孫に、貴重な財産として残してやらなければならない自然であります。

今ある岩手は、わたくしたちの祖先が営々として築いてきた歴史の所産であり、そこに、みちのく独特の文化をつくった民族の努力の結晶でもあります。「青い川と海」「緑の山」「澄んだ空気」それは自然がわたくしたちに与えた恵みであり、みちのくの人たちは、きびしい気候と苦難の歴史にもかかわらず、それを守りつづけてきたのであります。

北上夜曲にうたわれた北上川は、褐色に濁った死んだ川に変わりました。三陸の青さいっぱいの空と海は、工場のはき出す煤煙と工業廃水によって、けがされています。高山植物の宝庫として世に知られた、北上、奥羽の山々は、開発道路という名のもとに、赤茶けた地はだをむき出しにされ、自然破壊の一步を踏み出しました。

そして、わたくしたちの「まち」には、工場誘致によって、自然も人心もゆがめられ、いつの間にか、何千年の間守りつづけてきたわたくしたちの土地が、大企業の手へ渡っております。わたくしたちの「むら」も変わりました。わたくしたちの祖先が、汗と血で守りつづけた田畑はは荒れ出し、それを手放し、むらを

去ってきております。いつの間にか、わたくしたちのしらぬ間に、「まち」や「むら」の主人公が変わろうとしております。

わたくしたちは、こうした現情をそのまま野放なしにしていいいのだろうかと疑問をもちました。今、この郷土を守らなければ、わたくしたちには郷土（ふるさと）がなくなるのではないかと不安を感じはじめました。

では、だれが、この郷土を守るのか……、それは、そこに住む人たちみんなで守らなければならないと考えます。しかし、正直いって、こうした危機を切実に感じている住民はまだまだ多くはありません。そうした現情を踏える時、わたくしたち教師が、そうした自然破壊の危機をみなさんに訴え、みなさんと共に自然を守る運動に参加することは極めて重要であると考えます。

岩手高教組では、公害調査委員会を設置し、岩手の公害の現情と環境破壊の危険を子供達や県民のみなさん方にお知らせしたいと思い、ここに中間報告として小冊子にまとめました。非常にいたらぬ小冊子ですがこれによって、一人でも多くの方が、ここから自然の尊さを知り、わたくしたちの自然を守ろうとする運動に理解をもっていただければ、わたくしたちの労も報いられるものであります。

## 目 次

1. 岩手の公害地図 ..... 1
2. きれいな空と緑の街を求めて ..... 14  
    - 釜 石 -
3. わたしたちの海を守ろう ..... 46  
    - 高 田 -
4. 北上川に青さをとりもどそう ..... 58  
    -松尾鉱山の状況報告-
5. 粉塵公害からまちやむらを守ろう ..... 69  
    - 東 山 -
6. 川を汚す工場廃水 ..... 78  
    - 北 上 -

# 1 岩手の公害地図

## 1 はじめに

岩手県勢発展計画は「後進県よりの脱脚」をスローガンに所得の向上、過疎地の解消、人口流出防止、出稼ぎよりの解放などを具体的目標としております。

しかし要めとなる施策の具体化にあたり広田湾埋立反対、花巻空港拡張反対などの運動がおこっております。県民のための施策が県民より反対されておることはその計画に幾多の問題点があるからです。

広田湾、花巻空港の住民運動は、環境破壊や住民の生活権を守るためのいわば予防闘争とでも言えましょう。

県下には、このような予防闘争ではなく、現に公害で苦しみ公害をなくする運動をしている人達もおります。東磐井郡東山町、和賀郡、江釣子村、釜石市松原町の人達がそうです。毎日ばいじん、悪臭、騒音などが町をおそい健康を害している人もおります。

公害を生ずる企業が現に存在し企業活動をしている場合は、被害者達のこと、その企業で生計を立てている人達のこと、その町の政治など地域によって複雑な問題があり簡単に割り切れない面があります。

しかし人間として住みよい環境にするため、被害者が結束して根強い運動を続けることがもつとも効果的です。

官尊民卑と言われる本県におきましても、このように住民が結束して行政をゆさぶり公害企業との直接交渉にと運動が展開され始めたことは住民の権利意識の向上とともに、マスコミ、さらに教育の力なども大きい役割を果たしているのではないのでしょうか。

代表的な住民運動にふれてみましたが、県内にはまだまだ多数の公害が生じて住民運動が行なわれております。

これら運動を中心に県下の公害の状況についてできるだけ総合的に捉えてみたいと思います。公害の定義は色々考えられますが、主に事業活動により生ずる環境破壊と考えていきたいと思ひます。

## 2 きれいな空と緑の街を求めて

### はじめに

ようやく松原町の公害がマスコミで取り上げられ、新日本製鉄釜石製鉄所の責任が問題にされ始めてきました。公害が社会問題化して日も浅いのですが、釜石の製鉄所による、ばいじん被害は大戦後まもなくから始まったようです。

松原町は工場配置、地形、気象などの関係で、他町より特にひどくばいじん、悪臭、亜硫酸ガス、騒音など①公害に苦しめられてきました。昭45年末ぜんそくで亡くなった人もいるくらいです。

釜石市は古来「鉄の町」で製鉄所の占める位置は大きく、市の行政を見ても市長をはじめ市会議員も多数製鉄所関係の人達となっております。このこと自体は別に悪いことではありませんが、松原町の公害で苦しんでいる少数の人達にとっては被害対策がほとんどなされない不利な結果となりました。製鉄所も見えぬふりの状態でした。

今まで被害をこうむっても泣き寝入りの状態でしたが、昨年9月被害者が結果して、公害をなくしていこうと立ち上り、「松原公害追放協議会」が結成されました。以下はこの協議会の結成以来1年間の動きを中心に、被害の実情、関係機関の動き、公害の発生源、今後の問題点などをみなさんに知って頂こうとして書いたものです。

### 1 きれいな空気と青さいっぱいの自然を

釜石に住んでいる人達は松原をよく知っているようなことを言います。自分達も多少は被害をうけているので、それより推察しているのですが、松原の公害は、実際そこに生活してみなければわからない類いの被害ではないでしょうか。松原町の中でも特にひどい地区に住んでいる木川田ひろみさん（白山小4年）の作文を読んで下さい。

「私は釜石市でも一番大へんな公害の町、松原町に住んでいます。松原に来たのは父母の仕事のため2年前に引っこして来ました。ところが松原はせいてつ所のバイジンやそう音の公害で大きらいな所です。どうしてこんな所に来たのかと泣いて父母を困らせた時もありました。父母も初めての松原町なので公害には、私以上に困っているようすでした。朝おきると母はそうじにむ中です、『このほこりみろ、おきろ、そうじができないじやないか』とロうるさい母の公害がどなります。私は『おべんとうできたかな、ごはんできたかな』と私なりに時計を見ながら心配です。母はごはん

もつからず一人でせいてつ所のバイジンの公害とたたかっています。父もまた『外に出て新しい空気をすって目をさませ』とうるさい。父におわれて外に出る。外は部屋の中以上たいへん、道ろなんか砂でもまいたようになっている。父がいう新しい空気ってどんなこというの、朝だから空気はいくら冷たいけれど目に入ってくるほこりがにくたらしい。目かくしをして口からすうと、のどの中に入ってきて、びよう気になるでしょう。

松原には、せいてつ所の公害で目やのどのびよう気になっている人がたくさんいるのです。むかしとちがって今はすぐれた研究者もたくさんいるはずです。けんこうな人たちを不幸にしないで下さい。私たちが大人になるまで公害もんだいがないからいけないのでしょうか。同じ釜石でもせいてつ所の公害を感じていない人たちもいます。そんな所に子どもたちだけでもおいてください。大人たちは、公害のない自然のなかで育ったのでしょうか、早くなくして私たちにもきれいな空気と青さいっぱいの自然を作って下さい。おねがいします。」

けんこうな人を不幸にしないで下さい、大人達はきれいな自然の中で育ったはず、私達もそのような所に住ませてほしい、と主張しております。

私達大人は子供達の健康をどの程度真剣に考えてきたのでしょうか。元気いっばいの字で「きれいな空気と青さいっぱいの自然を作って下さい。おねがいします」とありました。この結びを真剣に受け取めていかなければなりません。

次にぜん息で2年前御二人を失なった細川トリさんのお話しを聞いて下さい。御主人は松原で生まれ育った人で50才頃ぜんそくにかゝり65才で亡くなられました。現在は息子さんがトタン屋の家業を継いでおります。住居は松原1丁目、製鉄所境界にあり最っとも被害のひどい所です。

#### 一 細川トリさんの話し

とうさんの病気というのは、今でいうぜんそくだったのね、若いときにはそんなことなく・・・戦後この方自然と体が弱くなり病気になり・・・その病気が公害と言われなくても、  
「空気のきれいなところに行きたい、行きたい」と願って亡くなったから・・・、上のほうさ引越したいと思った（上のほうとは松原町の山側で山のため公害が少ない）が金銭的に無理だったのね、とうさん言うには「オレが病気で死んでいくのは、なんでもない、このほこりで命とられる。」とあって病院さも行かないでここで人生終ったから・・・、ぜんそくで体せつないから、せきすると10

も20も汗でるくらいせきして、ここでねまっても、もやめくし、外さ出はっても外もほこりでいっばいで「空気のいいところに行きたい」といっそこうして何年と悩んで亡くなったから・・・、ここは車歩いたり、いろいろなほこりもくるけども、私もせいしゆく(きれいに)したいと思うから冬でも夏も水をはるのね、だども、上から飛んでくるもんだからどうにもならないのね、だからなんにも会社の公害でなくなったと言われなくても、いづれにしても出はって眺めればほこりだし、自分の体せつないし、せきはでてくるし空気は悪いしね、それを死ぬまで言って亡くなったの・・・。

においが強いときとか空気の悪いときにぜんそくでかすのね、それでも今むかい(酸欠工場が

【松原町】 古くは漁業の部落で江戸時代初期から代々住んでおられる人もあります。現在約600世帯、2,000人職種は公務員、商店、漁業、会社員など雑多、ただ製鉄所従業員は割合少ない。

1丁目～3丁目にわけられている。松原町内においても、公害の地域差は著しい

ある、騒音発生)落ちついたからいいども、これがさかんと工事中のときは家がよちよちゆるる、この茶だんす1年に3回くらいころぶのね、カタカタとゆるいで、体せつなくて何かと気になるのね、冬のことはまだいいども夏がやっぱし外さ出てみたいことあんだっけどもね、朝に油川(製鉄所の排水)の熱い空気が出てそれがその、のどやっけられんだもね、オラでもえそれだから体せつないし、どっちさもいくこともないし、出はったと思えば入り、出はったと思えば入り、してそれでも少しでも悪くないときは上のほうさ行き「あれ、むこうのほうさ行けばこっただでないな空気いいガナー、オラエのほうはなんでこんだだな」と言い言いなくなったもんだからね。松原はもとより空気悪いところでないから・・・終戦後空気

悪くなったからね・・・。家のあたりは油川の水でノドやっつけられるしね、なんていうんだか、ノドツからいところあるのね、朝に体せつないとき、むかいの工事中1カ月、2カ月おっちみりなったこと(騒音)あったの、夜昼ビービー、ビービーなんと、もの聞こえないし、話しも・・・、家のトウサンは自分の手で耳ふさいだったりしたの。

トリさんの家では戦前は外でモチつきをしたそうでその頃は油川でナベ洗ったり泳いだりしたそうです。

トリさんは松原の空気のよさは3段に分けられると言っていました。お話を聞いた当日の朝もすごい臭いがして朝胸が苦しかったとのこと。1日10回うがいをしています。

体悪い人がいても家柄もこうだし、どこさ移転するにもお金ないし、かかるしどうにもならないわけだ、ほこりも入らないように家の建て直しも仕事もできない、だから自分で自分が「アー空気のいいところに行けば俺のノドがよくなるのだが病院さ入院してもわかんないから、まずいいから」ってここでねまって、そこさでがって、このたたかいで人生終ったから・・・、ただそれだけがかわいそうだなと思うわけでござんす。

なくなった時は11月で、いちばんひどかったもの。朝、法事さいくといって行くときも「その戸少し開けてけろ」ってす、「父さん、今朝ほこり飛んでいるし、寒いし」と言ったけども「まずホコリ飛んでもいいから」って、ご法事から帰ってきて、ここさ腰かけ亡くなったから・・・、戸開いてみたいが面はけば（顔を出せば）ホコリだしね、してその戸開けて「あ、気持ちいいな」って、そこどころで命落したから・・・。

今朝もおいひどかったにね胸苦しくなった、夜中も苦しくなって目さめることあるの。とうさんは丈夫な人だったのね、若い頃から消防に出ていたし、子供いっぱいあるし、一生懸命働らいていたの、背は小さかったども、太って元気だったもね・・・、だんだんせきも出るようになり、においきてさらにむせる「雨降ればホコリ飛ばないし、雨降ればいい、いい」って言って気分よがった・・・。空気良ければもっと長生きしたと思うの。」

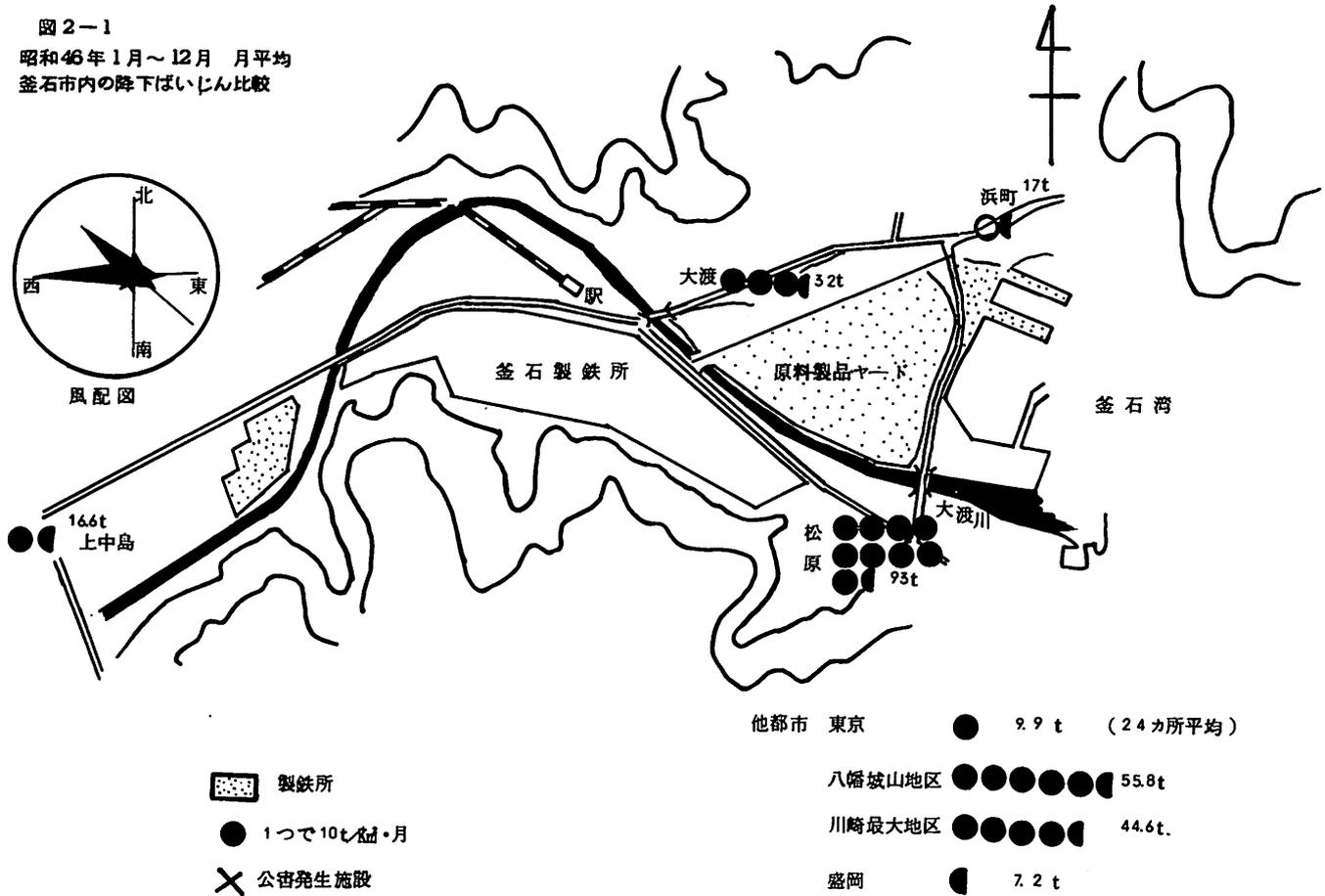
昭和47年1月

「空気のきれいなところに行きたい」といいながら亡くなった御主人、それをどうにもできない家族の気持はどんなんだったでしょうか・・・。

## 2 1月に93tのばいじんが降る

図2-1を見ると釜石市は製鉄所が中央に位置し街が大きく3つに分断されていることがわかります。製鉄所東側の松原・<sup>なれし</sup>釜石地区、北側の商店街地区西側の製鉄所社宅地区、鉄粉を主とするばいじんの量は松原93t、商店街地区31.8t、社宅地区16.5tとなっております。これは、ばいじん発生源、地形、気象などの関係によるのです。他の都市は東京9.9t、八幡市城山55.8t、川崎市最大地44.6tとなっております、松原が如何に多いかわかるでしょう。ばいじん量が多いことは、当然空気も濁っていることになります。

図2-1  
昭和46年1月～12月 月平均  
釜石市内の降下ばいじん比較



空气中に浮遊している粉じんは、昭和46年3月26日

～27日の調べでは、大渡町が多く $0.234\text{mg}/\text{m}^3$   
松原町が $0.230\text{mg}/\text{m}^3$ 、鈴子町 $0.195\text{mg}/\text{m}^3$ と  
なっています。

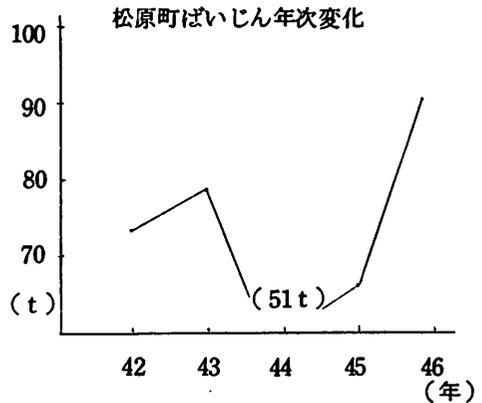
浮遊じんの環境基準は $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下と規制されて  
おり、明らかに基準オーバーです。オーバーしたか  
らといってどのような手だてがとられたかは不明で  
す。測定値が有効に活用されてこそ意味があるはず  
ですが……。

松原の浮遊粉じんは他地区よりタール分 ( $8.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) が多く、タール中の発ガン物質は心配な  
いものでしょうか。継続して測定し監視してほしいもの  
です。

亜硫酸ガスについては、年次変化を見ると図2-3の  
ように変化してきつつあります。年平均 $0.02\text{ppm}$ は  
環境基準 ( $0.05\text{ppm}$ ) 以下ですが、松原の最高濃度  
は $0.20\text{ppm}$ で釜石保健所は $0.07\text{ppm}$ ですから松  
原は時々高濃度の亜硫酸ガスにおそわれているといえま  
す。

この測定法は導電率法といいます。亜硫酸ガスの測定には他に $\text{PbO}_2$  (2酸化鉛法) という方法が  
ありこれで測定した結果は図2-2×印です。これで気づくことは同じ亜硫酸ガスの測定でも、測

図2-2



93 t/km<sup>2</sup>・降ったとは?

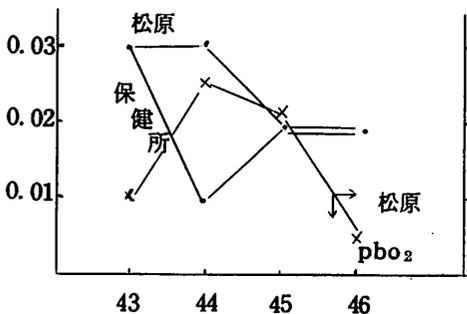
1月に1km<sup>2</sup>の地域に93tばい  
じんが降ったことを示めます。こ  
のことと同様です。

降下ばいじんの規制はありません100  
t降ろうが200t降ろうが、企業は  
知らん顔できます。

昨年10月は205.5t降りました

図2-3

亜硫酸ガス年次変化



定方法により異なる傾向を示めすということでも  
。PbO<sub>2</sub>法のほうが実際の亜硫酸ガスに比例した

値を示めすといわれております。しかし、規制は  
不確かな導電率法のデータによっているのです。

規制では $0.2\text{ppm}$ 以上の大気汚染が3時間以上  
続いたときは緊急時規制の範囲に入るわけですが

果してこのようなことはなかったでしょうか。無  
人の測定器では高濃度だからといって即座に規制

はできるはずはありません。

測定→分析→規制の問題に他に測定地点の問題もありますがこれについては住民協の調査の項で述べます。

この他時々正体不明の悪臭（コークス炉，タール工場より）が松原町をおそいます。

### 3 嫁にやるなら製鉄所 —— 釜石の背景 ——

10数年前より環境破壊が生じているのに昨年までなぜ公害反対運動が起らなかったのでしょうか。次のような理由があげられるでしょう。

1. 幕末以来鉄の町として栄えてきたことによる被害の慢性化。戦前にも硫酸工場による衣類に穴があいたりする公害があった，これら被害の積み重ねによる慣れがあった。
2. 釜石市は製鉄所に依存して成り立っている。税収の4割は製鉄所からと言われている。人口7万の大部分は製鉄所と関係があり恩恵を受けているこのことより，製鉄所発展のため少くくは我慢しなければならぬ，公害などと騒いで会社がつぶれては困るという考えが支配的。
3. 被害の大きい地域が極限されていること

松原町600世帯のなかでも約100世帯300人くらいが著るしい被害をこうむっていると  
いえよう。7万人の300人では色々な面で切捨てになるであろうし，発言も弱い。

4. 製鉄所は偉いということ

「嫁にやるなら製鉄所」という歌もあるくらいで，製鉄所従業員は釜石のエリートであり，2とも関連し釜石を背負って立っている。市民を養なっているという自負心がある。また市民もそれを認めている。このことより一般市民の製鉄所従業員並びに製鉄所に対する畏敬，遠慮があった。

5. 人権意識が薄かったこと

憲法25条に「すべて国民は，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とある。  
。このような基本的人権が個人個人に有するという意識が薄かった。

公害が社会問題化して日も浅いのですが，前記諸理由により被害者は泣き寝入りしてきたのではないのでしょうか。

協議会で行なったアンケート中「なぜ苦情を製鉄所に訴えたえなかったか」という問に，他の理由にまじって「首になると困る」「勇気がなかった」「製鉄所あつての釜石だから」「遠慮から」，

「われわれの話しを聞いてくれない」「釜石発展のため」などとあったことから、この辺の事情がわかると思います。

#### 4 水はきれいに、大気は汚なく 昭46年までの製鉄所による公害対策

昭和46年までの公害対策を見ると、各機関で形式的、世論対策的な対策が行なわれてきたようです。松原町内会では毎年1万円の予算を計上し公害対策をしていくことになっていましたが、町内会の目的、組織、性格上の問題、被害の地域差もあり例年不活発でした。現市長はもと製鉄所組合委員長の栗沢勇治です。市議会議員も製鉄所関係が多数おり、市税の4割は製鉄所からということもあり、市と製鉄所は運命共同体として慣れあいになってきました。市長の諮問機関としての、市公害対策委員会は、昭45年度は3度の会合と1度の工場視察をほした、現在までの動きを見て判断するに、あまり期待できそうもありません。構成は市議5名学識経験者8名です。

製鉄所労組運動を見ますと公害問題に触れようとしません。現在の粗鋼生産高は年間約120万tですが、これを300万tにしようとする計画が労組のほうから提案されるくらいで、まさに労使一体といったところです。加うるに従業員内部の厳しい職階制は隅々まで行き渡っているようで、公害を内部から口に出すことはタブーのようです。

岩手県における唯一の大企業のためもあり、県との癒着もかなり強そうです。45年県企画部より出された「公害の現況と対策」の中に、公害防止施設改善措置状況として釜石製鉄所は以下のよう登録しています。

- 1 高炉戻水装置の設置
- 2 ファイナルクーラ冷水塔設置
- 3 ⅴ1.2 消火塔安水散水装置
- 4 化成工場ファイナルクーラー用ピット増設
- 5 鋳物工場・排水処理設備
- 6 活性汚泥法採用

これを見ると松原にもっとも被害を与えているばいじん、悪臭対策は一つもなされておりません、ひどいことに1～4までは公害防止とは言えない装置なのです。3は川をきれいにしますが、川に流すものを空に放出する方法で排水処理を怠った安易な、危険なやり方なのです。有毒なシアンフェノールを含む安水を赤熱コークスにかけ、これら有毒成分を加熱分解させると同時にコークス

を冷却する一挙兩得な方法ですが、この際発生するガスには有毒物質が入ってくるのです。

1の戻水装置は製鉄所80年史に水不足のため戻水(水を循環し使用する)は必要であると明記されており、6の活性汚泥法はシアン・フェノールを生物的に処理する方法ですが、いまだ採用されておりません、同じ群中の他の企業は明らかに公害防止施設が記載されておりました。

製鉄所において、10年ほど前、駅前一带に赤い粉じん(酸化鉄)をまき散らしていた転炉に洗浄集じん機をとり付けることにより、ある程度ばいじん発生の防止に成功しましたが、松原にもっとも被害を与えている焼結炉は工場の奥、山側にあり(4-1図)

煙突は低く街からは見えません。またキラキラと呼んでいるグラフアイト(炭素)の発生源、鑄鉄機も見えませんが、そのためなのか前記転炉集じん機を最後に大気汚染対策は昨年までほとんど行なわれなかったのです。

昭和45年釜石湾が国の水質保全海域に指定されたためでしょうか。健康破壊よりも法規制のある排水を、という発想が続いてきたと勘ぐりたくります。



## 5 立ち上った住民

### 松原公害追放住民協議会

このように行政（国，県，市）の姿勢は被害者側を向いていない。企業も誠意ある対策を構じていない現状で、被害者は誰を頼ればよいのでしょうか。やはり自分達しか頼れる者がいない、我々自身で根強い公害反対運動を進めていこうということになりました。

松原で生まれ育った大久保勝雄氏が発起人となり、昭46年9月17日松原公害追放協議会が結成されました。諸悪条件にもめげず被害者が自覚し立ち上った記念すべきスタートでした。出席70数名。

（結成趣意書）

松原地区

公害追放住民協議会結成について

私たち松原地区に住む者にとり、新日鉄釜石工場より発生する日本一多い降下ばいじん、加うるにあの不快な臭いは、毎日の家庭生活を破壊し、健康をむしばみ忍耐も限度にきております。

今まで、会社に個人的に苦情を持ち込んでも誠意ある処置がとられたことがありませんでした。そして会社は数億円の公害防止装置を設置する。また今迄に数十億円の公害防止装置をかけてきたと説明してきましたが、一向にばいじんが減るわけではなく、悪臭の減少のきざしもみえません。

子供達、私達自身の生活と健康を考えると、私達の環境は果してこのまゝでよいのでしょうか。

会社側は、私達に公害防止の真実を示しているのでしょうか。誠意ある対策をしているのでしょうか。

個人的不満としてではなく、私達松原住民は結束して、ばいじんもなくいやな臭いもなく、いつも窓を開けられる環境作りのため努力しようではありませんか、

子供達と私達のために……。

（以下略）

それから1年間経とうとしております。1年間の歩みは、戸惑いと試行錯誤の繰り返しでしたが、わずかながら成果をあげつゝあります。

\*\*\*\*\*

1年間の活動経過

46. 9. 1 降下ばいじん測定用バケツ設置

17 協議会発足

20 製鉄所に質問状を手渡す

21 和賀郡江釣子村岩手製鉄公害対策協に行き情報交換

29 市長に質問書を提出

30 被害アンケート配布

10. 14 市長と対談，協議会よりの質問書の回答書をもらう

26 製鉄所より質問状に対する回答が口頭でなされる

30 被害アンケート集計

11. 6 第2回協議会

12. 6 第3回協議会

47. 1. 18 川崎市大師病院副院長と面談

19 環境庁に請願

(この頃市保健婦による公害予備調査始める)

2. 26 第4回協議会

(25より岩手医大による公害健康診断行なわる)

3. 22 製鉄所視察学習会

24 製鉄所立入視察

7. 10 損害額調査アンケート配布

(岩手医大呼吸器，眼疾調査まとまる)

8. 2 県公害課陳情

岩手医大に行き公害健康調査担当者と面談

9. 11 協議会＝ニュース第8号配布

\*\*\*\*\*

活動をまとめると

1.住民による独自調査，被害実態調査，損害額調査，ばいじん分布調査

- 2.加害者である製鉄所との交渉、並びに住民による立入視察
- 3.公害から住民を守る行政機関（国一環境庁，県一公害課，市一公害課）への陳情
- 4.住民協議会の開催，協議会＝ニュースによる経過報告
- 5.その他 情報収集など

1～5の組み合わせで歩んでいる状態です。

○松原公害追放住民協議会会則

- 1 この会は松原公害追放協議会と称し，事務局を会長宅に置きます。
- 2 この会は降下ばいじん，騒音，悪臭等の公害を無くすることを目的とします。
- 3 この会は前条の目的を達成するため次の運動を行います。
  - イ，松原住民の生活権擁護と健康保持について
  - ロ，松原住民の財産擁護と環境衛生について
  - ハ，運動促進に必要な一切。調査活動について
  - ニ，会員相互の連絡を密にするため集会をもちます。
  - ホ，前項の目的を達成するため各行政機関，企業等と交渉を行います。
- 4 前条の趣旨に賛成される人は誰でも会員になることができます。
- 5 この会に加入しようとする人は，会長に申し込むものとします。  
 註：会員については名前を公表しません
- 6 この会に下記の役員を置きます  
 会長 1名，事務局 若干名，会計 1名，相談役 若干名
- 7 会員の集会は会長が必要と認める場合にその都度行います。
- 8 会費は一世帯月10円とします
- 9 会員の集会により諸事項を決議します。

5-1 住民協の調査 被害実態調査，ばいじん調査

被害実態調査結果 46. 10実施（以下調査結果の抄を記載）

（アンケート回答数 松原1丁目48，2丁目57，3丁目20，計124）

<健康について>

1. 病気にかかっている人

居る

居ない

1丁目	44. 7%	55.3
-----	--------	------

	居る	居ない
2丁目	46.8%	53.2%
3丁目	53.9%	46.1%
合計	46.7%	53.3%

(イ)病気にかかっている人

	祖父母	夫婦	子供
合計	14.8%	44.3%	40.9%

(ロ)病名は？

	ぜんそく	眼疾	のど	気管支炎	鼻炎	その他
合計	16.4%	25.5%	24.6%	16.4%	11.8%	5.5%

(ハ)通院して

	いる	いない
合計	56.3%	43.7%

(ニ)公害に関係あると思うか

	思う	思わない	わからない
1丁目	80.8%	3.8%	15.4%
2丁目	60%	15%	25%
3丁目	85.7%		14.3%
合計	73.6%	7.6%	18.9%

2. 粉じんが目にはいったことが

	あ	る	ない
合計	99.2%		

(イ) 何度位

	1～10回	10～20回	30回以上	常時
合計	22.5%	10.8	9.9	56.8

(ロ) 粉じんはすぐとれました

病院にいった	水で洗った	自然にとれた
44.4%	32.5%	23.1%

3. 声がれについて

以前よりおかしい	変わらない
36%	64%

4. 貧血について

	あ	る	な	い
1丁目	37.6%		62.4%	
2丁目	57.2%		42.8%	
3丁目	83.4%			16.6
合計	53.2%		46.8	

5. たちくらみについて

	あ	る	な	い
1丁目	54.8%		45.2%	
2丁目	70.6%		29.4%	
3丁目	90.9%			9.1
合計	67.2%		32.8	

7. 悪臭で具合悪くなったことが

	あ	る	な	い
1丁目	65.8%		34.2%	
2丁目	66.7%		33.4%	
3丁目	93.7%			6.3
合計	70.6%		29.4%	

8. 騒音で具合悪くなったことが

	あ る	な い
1丁目	60.9%	36.0%
2丁目	44.7%	55.3%
3丁目	86.6%	13.4%
合 計	58.5%	41.5%

9. 藤 邪

	ひきやすい	ふつう
1丁目	62.5%	37.5%
2丁目	65.3%	34.7%
3丁目	73.3%	26.7%
合 計	65.3%	34.7%

10. 公害のためイライラしたり精神不安定なことはありませんか

	あ る	な い
1丁目	51.2%	48.8%
2丁目	51.3%	48.7%
3丁目	70%	30%
合 計	53.3%	46.7%

11. 苦情について

イ、製鉄所に苦情をもちこんだことは

	あ る	な い
合 計	9.3%	90.7%

<住居等の破損状況>

1. 家の状況

	ばい煙のため黒々	サビがひどい	その他
1丁目	53.0%	45.4%	1.5%
2丁目	61.9%	38.4%	1.9%
3丁目	65.5%	34.5%	



- ・掃除の時以外窓をあげない ・サツンにしてもレールにたまる
- ・植物は葉がちぢんだり、枯れたりする、咲いた花でも1日でまっ黒
- 健康など・眼は充血することしばしば、角膜に赤く線が入り1ヶ月くらい痛かった。・目全体が痛い
- ・自分達は釜石から出ます、公害にはたえられません。・製鉄所向きに窓のない家を作ってた。
- ・掃除をするときや、寝不足のときはイライラ ・風邪をひくと1週間は通院せねばならずイライラ、・夜中の音のひびき
- ・ノイローゼ気味（家庭不和） ・夏の暑い日に窓を開けられない
- ・洗濯物が汚れる、子守りイライラ安眠できない
- 苦情・個人でいっても受け付けないと思う、・どうにもならないとあきらめた
- ・社の適切な判断を期待していたが心から考えてくれない。
- 市へ・なまぬるすぎる、放置的、消極的 ・統計だけ ・なんのための公害課かわからない、ほんとうに住民のことを考えるのなら実際に見たり聞いたりし製鉄所に積極的に話しあうべき
- ・松原住民は大変苦しんでいるのです、もともと親身になって考えてほしい。
- その他・空気が悪いためすぐ風邪をひきやすくのどもカラカラ ・被害者に補償を出すべき
- ・夜にたくさん出している ・他市より来たが松原に住んで噂には聞いていたがよくこんなところに住めるものだと思う。 ・いく場もなく泣き寝入り ・これ以上健康な体を悪くしたくない。

3丁目を中心に、生活、健康破壊が生じていることがわかります。

このアンケート結果を見て被害のひどさを誰でもおわかりになると思います。124世帯中病気にかかっている人がいる 45.7%

病気の内容は大気汚染公害病のぜんそく、気管支炎、さらに製鉄所特有の鉄粉による眼疾、これは明らかに公害病であり94.5%にもものぼっております。

しかし、公害に関係あるかに対し思う73.6%、思わない7.6%、わからない18.9%となりわか

らない人が案外多いことは、被害の慢性化による慣れのためでしょう。

次の高校生に対して行ったアンケート結果を見て下さい。

	松原(12名)	小白浜(8名)
目が赤くなることがある	はい 67%(8/12)	12.5%(1/8)
風邪を引きやすい	はい 50%(6/12)	0%
くしやみが続くことがある	はい 50%(6/12)	0%
のどがつまるような感じ	はい 83%(10/12)	0%
のどがいたむ	はい 67%(8/12)	0%
貧血気味	はい 50%(6/12)	0%

※小白浜釜石市の南にある漁村

(47.9)

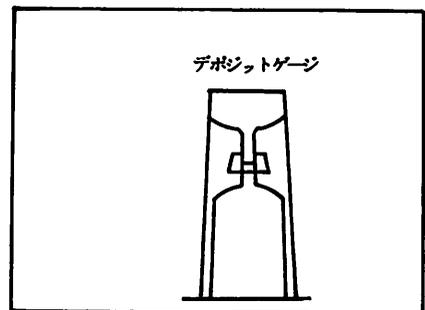
上記の表を見ても公害の影響がわかります。

上表の症状は公害病の前期症状でないだろうかと心配です。住民協では目下損害額調査をしておりますがまだ結果がまとまっておりません。

#### バケツによる降下ばいじん調査

昨年9月より松原町内6ヶ所(12月より7ヶ所)にポリバケツを置きばいじん調査を行なっています。これは、現在県で測定している大久保鉄工所は松原町の東はずれのほうにあり、ばいじん被害のひどい地点ではないので、大久保鉄工所より製鉄所側では、どの程度ばいじんが降っているかはっきりさせるため行なっているのです。(図5-1)参照 標準測定器(デポジットゲージという)は高価なのでポリバケツで代用しております。1ト月毎に降下量を測定し、各地点で大久保鉄工所の何倍を求め、県測定のデータを借用し、ここでは何t降ったというように推定しております。

昨年9月より今年6月まで測定した平均値をとり、等濃度の地点を推定して描いたものが図5-1です。この結果頭初の予想通り、三浦造花店③地点では①の大久保鉄工所の1.7倍、島漁業②では1.5倍と高い値を示めました。従って県発表が93tの場合三浦造花店は158tくらい、島漁業では140tくらい降っていることとなります。



住民の身になって考えるならば、最っとも被害の大きい民家附近に測定器を置くようにすることが当然のことではないでしょうか。

大久保鉄工所が県の測定点となったことは「人」よりも「地域」を重視した発想と考えられます。

デポジットゲージによる月別測定値

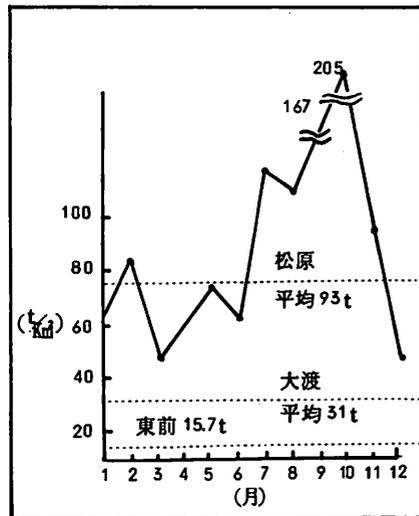
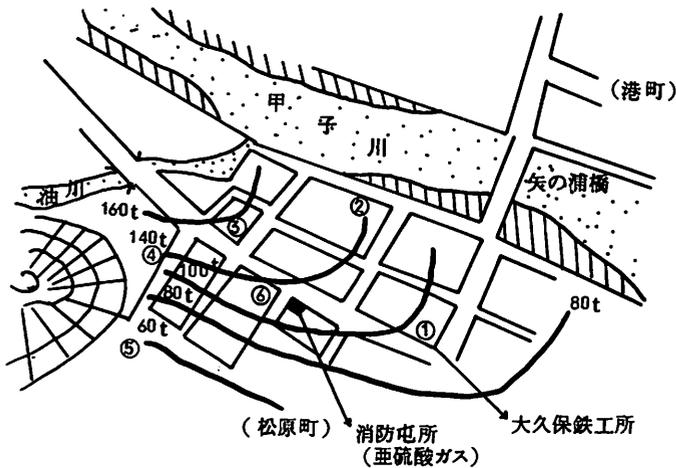


図5-1 バケツ設置箇所



今月1月より、三浦造花店隣りの大久保電気店の屋上に、市の測定器が設置されました。これは前進面として評価されますが、データの公開がなされてこそ真価が発揮されるもの、市当局に公開を期待します。

ばいじんと同様なことが亜硫酸ガス(大久保鉄工所、消防屯所で測定図5-1)についても言えます。亜硫酸ガスについては今年10月からバケツ同様に地域差比較を行なう予定です(アルカリ紙法)。これら測定は釜石工業高校自然科学同好会の女性徒が行なっています。

## 5-2 わかつてはわからなくても結構です —— 製鉄所の言い分 ——

数度にわたる製鉄所との交渉の過程において、製鉄所（環境管理部）の姿勢は、高圧的なものから次第に低姿勢に変化してきたようです。これは、協議会の基盤がしっかりしてきたこと、協議会の活動とそれに伴う。マスコミの力、これらによる世論形成などにより変化せざるをえなかったといえましょう。初期の頃は、いまにつぶれる会であろうとも思っていたのでしょうか、高圧的、事務的応待でした。

このことは、次の製鉄所長への質問状回答からおわかりいただけると思います。回答は数度の催促の結果、回答期限の1ヶ月遅れに文書ではなく口頭でなされました。回答者は管理部副部長と課長です。回答に先立って、協議会の組織人員、交渉者の会での位置などが聞かれました。

### 釜石製鉄所

今から110年前（安政4年）南部藩士大島高任が、近代製鉄法（洋式高炉）による、鉾石精錬に成功し出発した我国最初の製鉄所です。その後幾多の変遷を重ね現在粗鋼生産高は年間約120万t。

主なる製品は鋳物用銑鉄、鋼矢板、綿材形鋼などであり従業員は約4,600名（46.5）。室蘭、広畑などの製鉄所と比べると、粗鋼伸長率はあまりふるわず、昭39年のデータでは、1人あたり粗鋼生産高、釜石8.8t、室蘭21.8tとなっております。

従業員は高年令層が多く平均年齢は高い、狭い土地に立地しているため伸び悩んでいる。高炉は2基あり出銑量が少ないため小回りがきくことが長所で、新日鉄に占める割合は4%と言われます。

製鉄所よりの回答 —— 録音より ——

46. 10. 26

質1 松原地区の約4世帯に1世帯は気管支炎の病気にかかっている現状ですが、製鉄所では被害についてどの程度把握しているのか、その責任はどこにあると思うか。

答 釜石市が気管支炎などが特に多いということは聞いていない、また松原町の気管支炎の病気について我々は、はっきりしたことをつかんではおりませんので、いづれ市の調査で明らかになると思う。

質2 降下ばいじん、浮遊粉じん、悪臭などは生産過程のどの部門に発生するものか、またその量はどの程度なのか。

答 ばいじん、粉じんは原料や燃料の粉の多いものを取り扱うことに起因するものが多い、主として製鉄部門、においては石炭を乾留する過程、乾留した生產品を取り扱う過程で発生するものが多い。

質3 ここ10年間のばいじん等についての資料を年度別(月別)について教えてほしい。また、昼と夜とでは大分その降下量が違うようだが。

答 市発行調査書参照 生産については昼と夜とで区別してません。

質4 ばいじん、悪臭、騒音などの、公害関係法とか基準との関連は、

答 今迄排出量は基準内でした。今年6月に排出規程が強化されたがこれは2年間猶予期間がある。現在強化策をすすめている。

騒音は今年3月規程適用となりましたが3年間猶予期間がある。悪臭防止法はまだ施行されておられません。

質5 公害の発生源に対する対策として今までどのように取り組んできたのか。どの程度の設備をしたのか具体的に。

答 法規制への対処、あるいは法規制のないものに対しても住民の方々には迷惑をかからないように積極的に取り組んできたつもりです。

質6 今後どのような方針で公害対策に取り組んでいくつもりなのか(具体的)

答 問5の答で回答したい

質7 市との公害防止協定を結ぶつもりはないか。

答 県や市の行政指導に対して環境対策を実施していること、当市は他と比べて比較的法規制が厳しいということ、あるいは他企業との複合汚染がないことから現状でたりと思っている。

質8 健康被害、生活破壊の保障についてどう思っているか。

答 当所としては、ばいじんやふんじんの発生をより少なくするという設備対策に積極的に取り組んでいく考えである。

具体的な答えを要求したのに対し、責任のがれの抽象的、一般的な答えしか得られませんでした。

「今までどのように取り組んできたか」の答えとして「住民に迷惑をかけないようにやってきた」と一言で片付けている。迷惑をかけないようにどのようにやってきたかを知りたいのに対して・・・。

答えを要約すると「今迄現行法規を守るべくやってきたし、今後も法律の範囲内でやっていきたい、被害については企業責任を特に感じてはいない」ということになります。

法律を守り、規準以内でこれだけの生活破壊が生じているとするならば法律、規準というものは一体全体誰のためのもののでしょうか。少なくとも被害者のためのものではないようです。

規準云々でなく、被害の実態を知り対策を構じていく姿勢ならばこれほどまでの被害は生じなかったでしょう。

タールの悪臭成分、コークス2段消火の際生ずるガスの成分は何か、の間に答えがなされませんでした。

交渉の帰り際2人の一般従業員より「我々も釜石市のため一生懸命やっているのだから黙ってついてきてほしい」旨のことを言われ、今更ながら現状認識の甘さに驚ろいたわけです。

数度の交渉の結果わかったことは

1. 製鉄所は住民に真実を知らせまいとする。質問には具体的に答えてくれなかったし、悪臭成分についてもノーコメント、証拠を残さないように気を使っているようだ。
2. 製鉄所は被害の責任を認めようとしない、従って補償については触れたがらない。
3. 法律、規準を持ち出す。規準内がどうか誰が判断するのか？
4. 被害実態の認識が甘い。
5. 常に協議会の足下を見、力関係で押そうとする。町内会には協力的で町内会役員会に製鉄所から顔を出したりするが、協議会には要請したにかかわらず姿を見せなかった。

昭46.9.20現在ということで製鉄所より松原町内会を通して下記のような文書が各戸に配布されました。

(表5-1)

松原町内会殿			
1) 45. 9. 21 ~ 46. 9. 20に完成した設備			
生産設備	対策設備名	完 成	主対策
東コークス炉	ガイド・装入車集じん 消火塔集じん	45. 12. 23	粉じん
ヤ - ド	スプリンクラー(中番庫)	46. 8. 31	"
ファイナルクー ラー	沈殿池	46. 8. 13	排 水
原料ベルト	カバー(防じん建屋)		粉じん
コンベア	(旭町の関係)	46. 4.	
"	道路散水管延長	46. 1.	"
整備工場	防じん堀	46. 6.	粉じん, 騒音

生産設備	対策設備名	完 成	主対策
第 2 高 炉	集じん機(電気式)	46. 2.	粉じん
コークス工場	2段消火(安 水)	46. 7.	排 水
船 塢	スプリンクラー	46. 8.	粉じん

工費 3億円

2) 現在着工している設備(含近々着工)

生産設備	対策設備名	完 成	主対策
(第1焼結) 第2焼結	環境集じん対策 (松原に特に関係)	46. 11.	粉じん
酸素工場	騒音防止堀	46. 11.	騒 音
大形工場	平行ロール排水処理施設	47. 3.	排 水
綿材工場	排水処理設備	47. 3.	"
鋳 鉄 機	型上 "	47. 3.	"
"	沈殿池(浮遊物)	(46. 10.)	"
化成工場	ビッチ配合槽改良	46. 12.	臭 気
"	タール蒸留沈殿池増設	46. 9.	排 水
製鋼工場	転炉炉口噴煙対策 (赤い煙を防ぐ)	46. 3.	粉じん
炭 鉄 工 場	1高炉出口粉じん対策	47. 3.	"

工費 3億5千万円位

総体で7億円位の費用の予定工事完了の場合、降下  
ばいじんその他の公害は現在の1/2となる見込み。

(新日本製鉄 釜石製鉄所)

これ(表5-1)を見て一般住民にわかれというのは無理です。交渉の過程でこの点について見解を  
正したところ、課長曰く「わかってても、わからなくても勝手です」との返事もどってきました。

上表の内容を検討すると、1) 45.9.21~46.9.20 1年間に完成した設備10項目において、松原に  
関係するのは東コークス炉1項目だけですが、これは粉じんの大きな発生源ではないので、ばいじん  
降下量の減少にはなっておりません。他の項目は排水関係と、原料飛散防止ですが、中には公害防止  
施設として疑問を抱かざるをえないものも入っています。第2高炉集じん機がそれで、高炉と高炉ガ  
スタックの中間にあり、ガスタックに送入するガス清浄化のため使用されるものです。高炉ガスは燃  
料として工場内で消費されます、従って、この集じん機はガス清浄化生産設備として絶対必要なもの  
なのです。昔からあった集じん機を新しいものに取り替えたのでしょう。コークス工場2段消火は前

に述べたように、川に流す有害物を大気に放出する装置なのです。これでは大気汚染がますますひどくなります。

2) 現在着工している設備を見ますと、焼結工場の集じんは記されているように松原に特に関係ありますが、11月10日集じん機完成後注意して煙突を見てもほとんど粉じん発生量は変わっておりません。焼結工場には7本の煙突がありますので1本くらい集じん機をつけても、そうそうばいじん量は減少しないのです。酸索工場騒音防止塀は幾らか効果があったようです。化成工場ピッチ配合槽改良(悪臭)は46年12月完成予定が47年9月現在まだ完成しておりません。他の項目の多くは排水対策です。

法律の規制の強い水質汚濁対策を主に行ない、被害を与えている大気汚染対策は後手にまわっております。同じ文書の欄外に「総体で7億円位いの予定工事完了の場合、降下ばいじんその他の公害は現在の1/2見込み」と記載されています。交渉の過程で、この事を確約してほしいと迫ったが断られてしまいました。

町内会を通じてこのような文書が松原全戸に配られたわけですが、これが被害者住民に誠意を持って配布するものかどうか今一度考えてみますと、19項目のうち4項目のみが松原のためのものなのです。たとえ100万円であっても要するに公害がなくなればよいのです。この4項目を中心に、粉じん発生理由等とあわせて、一般の人に納得いくよう、わかりやすく説明することが、企業としての誠意のあらわれではなかったでしょうか。

「わかっても、わからなくても勝手です」という課長の発言は被害を無視した暴言であります。

#### 交渉時のやりとりなど

- 被害アンケートをもとに「松原では公害によるノイローゼ・イライラが多いのですが・・・」  
答「最近都会では、そのような人が多いと聞いています」
- 立入検査を要求したのに対して「あなたがたに立入検査の権利はありません」 質「ではバイジンを降らせる権利はあるのですか」 「・・・」
- 「当市は他と比べ比較的法規制が厳しいので・・・」
- 「テープを止めてくれれば詳しく答えます」(録音していたので)
- 副部長曰く「国道45号線を通ると何回かに1回はひどい臭いがすることがあります」  
(車に乗り窓をきっちっとしめておればこういうことかもしれません)

ここで、いつも交渉の場に顔を出す、環境管理部副部長と課長についてふれてみます。上のコラムにあるように無神経な発言が時々あったのですが、お2人ともなかなか紳士で、決して悪い人ではありませんでしたが、がんじがらめの職階制の中の立場で私達に答えざるをえなかったのでしょう。（仮に心の中でおかしい、矛盾していると思っても）そこに何か根本的な大きな問題があるようです。（非人間的企業の論理とでも申しましょうか）

さて、製鉄所視察は3月24日行なわれました、この頃になり随分姿勢がやわらかくなってきて、誠意もみられるようになりました。8月中に鑄鉄機の集じん機が完成する予定（実際は9月完成）、タール配合槽改良も8月に完了（実際は9月現在未完）したがって9月立入視察予定をしておりましたが延びそうです。焼結炉には高性能の集じん機が昭和48年4月までに完成するようでこれができるならば、ばいじんはかなり減少しそうですがどうなりますか。

### 5-3 行政機関との交渉

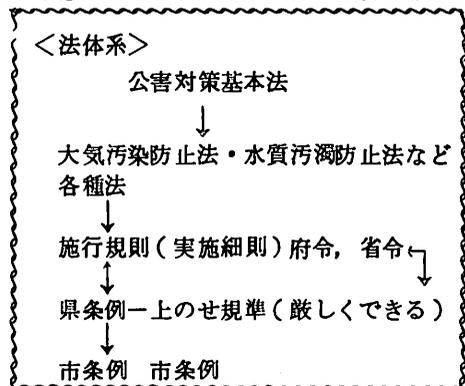
環境庁・県公害課・市長

公害行政の目的は、「地域環境の汚染を防止して、住民の健康を守り、財産や動植物への被害を防ぐことにある」と言われます。

公害行政の主役は、国において環境庁、岩手県においては企画部公害課、釜石市においては民生部公害課であり、各々前記目的達成のため施策を講じておるのでしよう、が松原町において公害の減少がみられないことはどういうことでしょうか。

協議会は発足以来、これら行政機関と交渉、陳情を行なってきました。行政機関に共通して言えることは、被害はさておき法律のワク内で対処していく姿勢、さらに多少の差はありますが責任逃れのなことです。肝心な質問には「上司がいないので」とか「検討します」「うけたまわっておきます」など漠然とした答で、官庁の縦の機構を今更ながら感じさせます。地域公害の監督上もともと権限を握っている機関はどこかという、それは国ではなく県なのです。昭和45年の法改正にともない公害行政の権限は大幅に県知事に委譲されております。

そして、国の基準より（環境基準、排出基準）厳しい基準（上のせ基準）を設けることもできるようになっております。



市条例は県条例のワクより出ることはできません。(地方自治法14-4)

※例えば焼結炉の排出ガス中のばいじん量は0.3g/Nm<sup>3</sup>(1m<sup>3</sup>あたり0.3gのばいじん)以下となっておりますが、県段階で松原は公害がひどいから排出基準を0.2g/Nm<sup>3</sup>とする、ということも可能なのです。(上のせ基準)

環境庁陳情は今年1月に行ないました(会長と事務局1名)、当時の大石長官の姿勢の影響もあったのでしょうか、親切的な応待で大気局企画課長以下5名ほどの人は被害の実態を訴え、強力な行政指導を願い、さらに降下ばいじん量の基準の設定をお願いしました。

しかし「環境庁としては権限が知事に移った現在、市・県よりの要請がないと積極的な動きがとれない」とのことでした。陳情後数日して貴重な資料が送られてきて、その後の活動に役立っております。

県への陳情は今年8月行ない、被害の実態を訴えるとともに、1.降下ばいじんの規制 2.ばいじん亜硫酸ガス測定点の移動 3.基準を守っているかどうか頻繁な立入検査などを陳情しました。

降下ばいじん量の基準の条例化については「国よりの権威ある基準をまっぴらから考えてみたい」とのことでした。しかし大まかな目安として15t/km<sup>2</sup>月以上は生活環境がひどいということがわかっている現在、権威にたよらず県独自のものを作ってよいはずですよ。なにしろ93tも降ったのですから、県は「製鉄所に対する改善指導は行なってきたし、製鉄所も数億円をかけそれに答えている」と言っていました。2段消火装置(水をきれいにするが大気をよごす)の問題、生産施設とのすりかえ(生産、施設、合理化施設も公害防止とし届出)についてもよくわかっておらず、製鉄所のうけ売りのような状態でした。

右表のような県の企業内立入検査の結果ですが、6月24日まで焼結炉ダスト防止装置を完成させる警告がまだ完成しておりません。また医大の健康調査結果をどう生かすか質問しましたが回答はありませんでした。(昭47. 2実施のもの)

昭和46年度における製鉄所  
県立入検査実施日

46.	5. 18	~	20	大気・水質
46.	8. 25	~	31	大気
46.	12. 9	~	10	粉じん
47.	1. 10	~	14	大気

改善警告

46. 10. 20  
ばい煙発生施設測定の結果  
焼結炉についてダスト防止装置  
を47. 6. 24 までとるよう警告

焼結炉ばい煙測定結果

45年			46年
0. 41	1. 35	0. 62	0. 47
(基準 0. 30g/Nm <sup>3</sup> )			

市との交渉は、市長に質問書を提出し、その回答をもらう段階で市長と話しあいを持ちました。

(昭46年10月)

質問書は、被害実態把握、県との関係、企業への働きかけ、公害防止協定、今後の進め方、補償問題など10項目です。これらに対して文書の回答がなされました。質問の内容とも関連して、最初に市長より、釜石製鉄所には決して依存していない旨の話がありました。

---

回 答 書 (抄)

昭46年10月

問5 企業との交渉は今までもたれたか(具体的経過改善要求事項)

答 公害防止に関する製鉄所との交渉については、必要に応じ現在まで幾回となく交渉をもっており42年以降、特に降下ばいじんが地域の生活環境に及ぼす影響の大きいことから防止施設の設置などについて強力に申し入れしてある。

また昨年末の一連の公害関係法の制定から公害防止のための施設設置について申し入れし、製鉄所もまた地域住民の生活環境への影響を考慮し、ばい煙、粉じん対策のための諸施設についての計画書の提出があり、その主な内容は、ばい煙、粉じん対策としての焼結炉、鋳鉄機、コークス炉、鉱石など原料ヤード対策施設、排水対策としての諸施設整備がある。

この計画に対し、市長、公害防止対策委員が、尾崎副所長以下幹部の案内で現地調査し、設備計画の早期実現を要請しており、その後も機会あるごとに野田所長以下に公害防止について申し入れし、また公害防止対策委員をして公害発生源調査等は今日まで幾回となく実施させ、生活環境保全のため設備設置の申し入れをしている。

※42年以降強力に申し入れしたようだが、46年までばいじん防止施設が設置されていなかったことはどういうことだろうか。

また、公害防止対策委の発生源調査は、43年1回、44年1回、45年1回、46年0回となっている。

対策施設についても県同様製鉄所のうけ売りである。

問6 企業との公害防止協定を結ぶ意志はあるか。

答 大気汚染、水質汚濁、騒音に関する公害については、当市は法による規制をうけており、環境基準、排出基準が設定されていることから、この規制を遵守することにより処理できるものと思っている。

しかし、公害発生企業に対し市としては、法による立入検査の権限がないこともあるが、生活環境保全のため行政指導を強力に行っていきたい。

※規制を遵守することにより対処できると考えているようだが、現在までは守られていなかったのだろうか。もし守られてきたのならば、このままでは、公害は減少しないことになるだろう。

法による立入検査の権限がないとあるが、大気汚染防止法 26 条に都道府県知事による立入検査の権限が認められているし、31 条に知事の権限に属する事務は市長に委任できるとある。従って立入検査はやる気ならば充分可能なのである。

問9 損害補償という点に関しては、市当局はどのような見解をもっているか。

答 被害に対する因果関係、責任の所在が明確になった場合は現行法令のなかで対処していく。

※ 因果関係、責任の所在は明らかである。損害補償で市当局が関与できる法令はどのようなものがあるのだろうか、特にないはず。

問10 我々住民としては住民を考えた上での企業との強力な交渉を望むわけですが、従来通りの釜鉄に依存する限り公害もなくならず、強い態度に出ることは不可能とも思うが

答 市発展のための企業の発展は強く望むところであり、企業発展に伴う公害発生については今日まで、市民の健康保護と生活環境の保全のため規制の遵守と公害発生施設の改善について強い態度で交渉しており質問のようなことは毛頭ない。

※少し感情的な質問であったが、これが松原の人達のいつわらざる気持なのである。

---

回答を通じて言えることは、松原の被害の認識が甘いということです。

昨年5月発行された「釜石市公害防止基本計画」の1.公害防止対策の考え方、の中に「・・・等により一層拡大する傾向にあり公害によって脅やかされるということは釜石将来の発展を大きく阻害する要因となることが予想される・・・」とあり、公害を発展阻害因子として捉えております。そもそも発展とは誰のための発展でしょうか、地域の人々の幸福につながらない発展では、その発展はニセ物です。問10の答えも発展は誰のためのものか考えていない内容です。

回答を要約すると「法律の枠内で対処しそれにより解決していきたい」ということになりましょう。しかし降下ばいじんの基準はないのです、煙突1本、1本には排出基準がありますがデータが公表されたことがありません。規制のない降下ばいじんデータは公表し、規制のあるもののデータは公表しないということはどう解釈したらよいのでしょうか。

## 6 いろいろな問題

今迄松原町の被害について焦点を絞って述べてきましたが、はたして松原だけの問題でしょうか、次の表を見て下さい。

釜石と他市の国保報酬請求カードより見た、88疾病名の順位と割合を見る

ぜんそく

(昭和44年)

釜石	170/7794	件中	2.2%	第9位
盛岡	115/21353	件中	0.5%	36位
花巻	90/13033	件中	0.7%	25位
八戸	231/27525	件中	0.8%	21位
宮古	104/8703	件中	1.2%	19位

気管支炎および肺気腫

釜石	62/7794	件中	0.8%
盛岡	96/21353		0.45%
花巻	14/13033		0.14%
八戸	116/27525		0.42%
宮古	40/8703		0.46%

NHK 坂庭氏調査

これを見ますと、釜石市は他市と比べ明らかに気管支系の疾病率が高いことがわかります。大渡町では例年30~45tばいじんが降っていることより考えても、実際は松原だけの問題ではないと思います。

今年環境白書(環境庁発行)を見ると昨年まで記載されていた降下ばいじんのデータがどこにも見当たりません。今やばいじんによる公害は古典的なものとなり、オキシダント、亜硫酸ガス、重金属などの公害に移行してしまったようです。ばいじんの除去は他の有害排出物と比べると容易なため、全国的に集じん機が設置され問題とならなくなったようです。そのような古典的公害に、我々釜石市民が悩まされているのです。

公害対策を遅れさせた原因となる者は、釜石製鉄所を甘やかした行政者と一般市民ではないでしょ

うか。市税の4割を納める製鉄所、製鉄所関係者が大部分の釜石市、公害、と騒いで製鉄所をつぶしては困る、製鉄所あつての釜石市、など腫物にさわるように育てられてきた、いわば過保護の我まゝ息子のように思われます。

このような背景のもと(=それを良いことに)ひたすら利潤をのみ求め、利潤と結びつかない公害対策をおざなりにしてきたのではないのでしょうか。数億円の公害対策をして製鉄所がつぶれるはずはありません。

製鉄所一般労働者もあの悪臭とほこりにまみれた環境での作業を考えると安全を軽視された被害者ではないのでしょうか。

ひたすら釜石の思恵をこうむりながら、釜石に利潤の還元をはかり、釜石を住みやすい文化的で将来性のある町に育てる配慮がなされたのでしょうか、我まゝいっぱい最後に出ていくような気がしてなりません。

1年間の協議会活動で住民の基本的な人権意識も目覚め、権利を主張することに自信を持ってきました。このような意識変革こそ、個人個人が大切にされる社会形成に必要なことだと思います。

製鉄所の姿勢も変わってきたとはいえ、まだまだ古くからの考え方が残っております。行政についても、いくら法律が整備されていても、それを運用し、監督する県、市の「長」の姿勢如何により住民側でも企業側でも変わることは明白です。

現在はどちら側でしょうか。

製鉄所も行政も、「現行法令により対処していきたい」という点で一致しておりますが、ここに問題があります。工場の発生源において基準内かどうかの測定はすべて「密室内」で行なわれているということです。あんなに猛烈に粉じんを排出していても、いつも基準内と言います。

これはよく耳にするのですが、「県より立入検査に来るときは、事前に知らせがあり、それに対応して装置の運転をしている、従ってそのときはばいじんの排出量は少ない」と、これに近い状態ではないのでしょうか。

また、ばいじんの基準がない現在「現行法令により対処していきたい」ということは、上記のように企業に都合のよい(=住民に都合の悪い)盲点を残しております。今後損害補償の問題がでてくると思われますが、住民協測定のばいじん等濃度分布図と関連させていくと、補償割当など案外すっきりとした線がでてくるように思われます。しかし、補償は抜本的対策ではないことに注意しなければいけません。製鉄所の考えとして「害を与えても補償すればよい」という考えがでたりしま

す、あくまでも公害をなくさなくてはなりません。

### お わ り に

この1年間、世論の盛り上がりもあり、まずまずで協議会がやってこれたことは多くの人々の協力があつたからこそでありました。被害アンケート集計の際、わかりよく集計し、考察までして頂いた釜石商業高校新聞部の諸君、毎月降下ばいじん調査に当たっている釜石工業高校I S Cの諸君、協議会総会で大気汚染について話して頂いた大槌高校佐野先生、その他協力して頂いた方々に感謝いたします。協議会は今後、条例制定、損害補償、未知有害物質、立入視察などの問題をかゝえ進めていきます、がまだまだ暗中模索であります、みなさまのご協力と支援をお願い致します。誤字もあり、加うるに稚拙な文で読みにくかったと思います。内容も独断的な面があつたかもしれません。皆さまの御批判をお待ちしております。

現在も松原では、ばいじんが日夜降り注ぎ、悪臭がおそっています。松原の人々が健康と、明るい生活を維持する権利の自覚による運動のため頑張っていきたいと思っています。

~~~~~  
松原公害追放住民協議会

事務局 釜石市松原町1丁目3

大久保勝雄方 (文責 永田)

~~~~~

*****		*****
*	参考にした本	*
*	釜石市の公害調査第10報	市公害課
*	"          第11報	"
*	製鉄所70年史	釜石製鉄所
*	"          80年史	"
*	公害の現況と対策	県企画部
*	釜石市勢発展計画	S 45. 9 市
*	公害白書	46年版 環境庁
*	環境白書	47年版  "
*	公害の法律相談	有斐閣
*	公害関係法令解説集	帝国行政学会
*	その他	
*	*****	*****